

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目次

◇告示

指定老人訪問看護事業者の指定(医務薬事課)
指定老人訪問看護事業者からの指定に係る事項に変更があった旨の届出(ク)

保険医療機関等の指定(保険課)

クリーニング所の業務に関する講習の指定(生活衛生課)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による医療機関の指定の辞退(ク)

土地改良法による換地計画の決定(三件)(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(ク)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(六件)(ク)

土地収用法による事業の認定(管理課)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(二件)(会計課)

◇選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体から届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

政治団体の解散の届出

◇公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇雑報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

告示

鳥取県告示第四十一号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、平成七年一月四日付けで指定老人訪問看護事業者の指定をしたので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定老人訪問看護事業者の名称
医療法人十字会

二 指定老人訪問看護事業者の主たる事務所の所在地
倉吉市瀬崎町二七一四―一

三 老人訪問看護ステーションの名称
訪問看護ステーションのじま

四 老人訪問看護ステーションの所在地
倉吉市瀬崎町二七一四―一

鳥取県告示第四十二号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の十七の六の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者から老人訪問看護ステーションの所在地に変更があった旨の届出

があつたので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定訪問看護事業者の名称	老人訪問看護ステーションの名称	変更事項	変更後	変更前	届出年月日
医療法人同愛会	訪問看護ステーション博愛	老人訪問看護ステーションの所在地	米子市西福原一五〇九	米子市西三柳一八八〇	平成六年十一月一日

鳥取県告示第四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
消化器クリニック米川医院	米子市西三柳八八〇一	平成七年一月一日
医療法人社団遠藤医院	境港市上道町九一四一	〃
医療法人林医院	八頭郡用瀬町大字鷹狩七二二一	〃

ナガセ歯科医院	米子市三旗町四二二	〃
高野歯科医院	米子市東福原三丁目一五	〃
米子医療画像診療所	米子市河崎五八四一	平成七年一月十八日
カヤノ薬局	米子市立町二丁目二六	平成七年一月十七日
小谷薬品株式会社	鳥取市吉方町二丁目五二二	平成七年一月二十四日

鳥取県告示第四十四号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目三
- 二 開催年月日、会場の名称及び所在地

開催年月日	名 称	所 在 地
平成七年二月十九日	米子保健所	米子市東福原一丁目一四五
平成七年三月五日	鳥取市福祉文化会館	鳥取市西町二丁目三一
平成七年三月十九日	鳥取県立倉吉体育文化会館	倉吉市山根五二九一一

- 三 受講料 四千五百円
- 四 受講申込み先の名称、所在地及び電話番号
財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター
鳥取市弥生町三〇二―二
電話 〇八五七(二九) 八五九〇

鳥取県告示第四十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
若原内外科医院	米子市三本松一丁目六一三	平成六年六月二十八日
田中医院下津黒出張診療所	八頭郡家町大字下津黒二六	〃
医療法人社団辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五一	平成六年七月一日
野坂内科医院	米子市博労町一丁目四八―三	〃
まつだ小児科医院	倉吉市新町三丁目一七七八―三	平成六年七月二十六日
医療法人須山医院	米子市石井一〇七八	平成六年八月一日
医療法人社団小森眼科クリニック	境港市元町一八〇三―七	〃
医療法人社団石田クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目二九一―二四	〃

大津医院	倉吉市福吉町一三八九―五	平成六年八月三十一日
ブラザクリニック	鳥取市立川町五丁目二五六―一	平成六年九月一日
岩本医院	米子市尾高三〇四―五	平成六年九月六日
わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜二二〇〇―一	平成六年十月三日
池田歯科医院	鳥取市湖山町西二丁目一〇	平成六年十二月十二日
ト―ゴ―薬局	倉吉市山根五八二―二	平成六年七月二十一日
山田薬局	倉吉市新陽町一〇―二	〃
武本薬局	倉吉市西倉吉町三二―四	〃
有限会社加藤調剤薬局	倉吉市山根上大日五三―四	〃
北斗調剤薬局	倉吉市新町三丁目一七七一―一	平成六年八月一日
津村薬局	倉吉市山根六〇三―一	平成六年八月三日
いずみ薬局	米子市上福原一八三九―一	平成六年九月二十一日
皆生堂薬局	米子市皆生二七二六	平成六年九月二十三日
福市薬局	気高郡気高町大字勝見六九〇	平成六年九月二十七日

鳥取県告示第四十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
田中医院下津黒出張診療所	八頭郡家町大字下津黒二六	平成六年六月二十七日
辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五一	平成六年六月三十日
まつだ小児科医院	倉吉市新町三丁目一一七八	平成六年七月二十五日
須山医院	米子市石井一〇七八	平成六年七月三十一日
足立医院	東伯郡羽合町久留一四二一四	〃
小森眼科クリニック	境港市元町一八〇三一七	〃
石田クリニック	倉吉市鍛冶町二丁目二九二一一二四	〃
大津医院	倉吉市福吉町一三八九一五	平成六年八月三十日
医療法人社団本家診療所	八頭郡若桜町大字若桜二二〇〇一一	平成六年九月三十日

鳥取県告示第四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第二項の規定に基づき、
 県営土地改良事業に係る加勢蛇東地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項に
 おいて準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成七年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第二項の規定に基づき、
 県営土地改良事業に係る天津地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用す
 る同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第二項の規定に基づき、
 県営土地改良事業に係る溝口地区第六工区の換地計画を定めたので、同条第四項におい

て準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十号

八頭郡河原町大字北村三四八上田富夫ほか七人の者が共同（田中地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る田中地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十一号

郡家町が行う土地改良事業に係る落岩地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十二号

河原町が行う土地改良事業に係る谷長瀬地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十三号

会見町が行う土地改良事業に係る天王原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十四号

日南町が行う土地改良事業に係る下粟谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の

翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十五号

日南町が行う土地改良事業に係る元折渡地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十六号

日野町が行う土地改良事業に係る真住地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日南町

二 事業の種類

日南町役場駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 日野郡日南町生山字仲河原地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日野郡日南町生山六一九

日南町役場

鳥取県告示第五十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成七年二月十九日から施行する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

大阪支店	大阪市中央区平野町二丁目
大阪駅前支店	大阪市北区曽根崎新地二丁目

を

大阪支店

阪市中央区平野町二丁目

に改める。

鳥取県告示第五十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成七年三月十九日から施行する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

米子市役所出張所	米子市加茂町一丁目
米子シティ支店	米子市加茂町二丁目

を

米子市役所出張所

米子市加茂町一丁目

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定により告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県新英会	松田喜代次	吉岡 浦一	米子市富士見町二―八	平成六年十二月二十七日	政党の支部
平成改新党	山本 寛義	本田 直人	米子市大篠津町四九一九	平成六年十二月二十一日	〃
田中昭男後援会	田中 朝彦	田中 光男	八頭郡河原町大字中井二六	平成六年十二月十六日	その他の政治団体
門脇増実後援会	上山伊佐央	前田 正夫	岩美郡国府町大字宮下二〇三	平成六年十二月二十日	〃
村尾 馨後援会	土橋 一郎	村尾 恭子	岩美郡国府町大字中河原七八―三	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

石本やすとし後援会	八田 宗紀	田川 勝男	八頭郡八東町大字南四〇七	平成六年十二月二十一日	〃
坂本たつみ後援会	長谷部信博	西村 孔	日野郡日野町下榎六三七―一	〃	〃
坂本昭文後援会	陶山 優	篠田 富	西伯郡西伯町大字下中谷一五二四	平成六年十二月十六日	〃
秋山宏樹後援会	山根 義明	植田 重政	八頭郡八東町大字志谷七八一	平成六年十二月十八日	〃
親邑会	西尾 邑次	金地 獅美	鳥取市新町一〇三	平成七年一月四日	〃
木下靖夫後援会	谷本 威	松本 五郎	八頭郡用瀬町大字用瀬二二六	平成七年一月十二日	〃
谷本たかお後援会	岸 良尚	佐々木省治	八頭郡河原町大字河原四六一四	〃	〃
山崎けんじ後援会	村川 和夫	阪下 孝実	鳥取市桜谷四五二	〃	〃

平成七年一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	異動事項	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	職務代行者の氏名	代表者の氏名	会計責任者の氏名	職務代行者の氏名	届出年月日	備考
公明鳥取総支部	新	鳥取市若葉台南六―九―八	小出 英一	石谷 勇雄	武田 多美子	小原 芳樹	〃	〃	平成六年十二月二十二日	政党の支部
〃	旧	鳥取市秋里九五〇―六	藤原 南山	小出 英一	田賀 幸雄	幅田 千富美	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

日本共産党鳥取県東・中部地区委員会	日本共産党鳥取支部	日本社会党倉吉支部	日本社会党鳥取県本部	民社党鳥取県連合会	〃	〃	〃	〃	〃	〃
代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名
田中 一夫	山脇 敏正	奥山 善雄	西川 厚子	横山 隆裕	深浦 重道	中村 宏	野田 修	松田 久吉	奥山 善雄	奥山 善雄
池田 勝	松田 久吉	長谷川 稔	米井 悟	西谷 正敏	富谷 行夫	鷺見 節夫	福田 聰	田口 守	〃	〃
平成六年十二月十六日	〃	〃	平成六年十二月十七日	〃	〃	〃	平成七年一月十日	〃	〃	〃
その他政治団体	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

前田八郎後援会

広田きよじ後援会

自由民主党国府町支部

茂藤 彰寿

沢山長太郎

平成六年十二月二十日

〃

伊藤のりお後援会	伊藤 博人	伊藤 博人	平成六年十二月二十六日	〃
福田正臣後援会	福田 敦人	山口健次郎	〃	〃
小谷 茂後援会	主たる事務所の所在地	西伯郡名和町 大字東坪九二三〇一	平成七年一月六日	〃
	田中 昇	西伯郡名和町 大字東坪九二二		
	茂藤 彰寿			

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成七年一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

◎政党の支部

期間 平成5年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 自由民主党国府町支部

報告年月日 平成6年12月27日

1 収入・支出の総額	106,500円
(1) 収入総額	1,094,660円
ア 前年繰越額	972,887円
イ 本年収入額	121,773円
2 支出総額	34,773円
(1) 収入の内訳	10万円未満の収入
個人負担する党費又は会費 (58人)	87,000円
その他の収入	10万円未満の収入
合 計	121,773円

(2) 支出の内訳

経常経費	2,500円	政治団体の名称 本信統一後援会	報告年月日 平成6年12月27日
備品・消耗品費	2,000円	収入・支出の総額	
事務所費	4,500円	1 収入総額	0円
小 計	4,500円	2 支出総額	0円
政治活動費			
組織活動費	102,000円	期間平成4年1月1日～同年12月31日	
合 計	106,500円	政治団体の名称 村尾馨後援会	報告年月日 平成6年12月20日

◎その他の政治団体

期間 平成5年1月1日～同年12月31日	19,100円
政治団体の名称 藤井数雄後援会	(1) 前年繰越額 19,100円
報告年月日 平成6年12月20日	(2) 本年収入額 0円
収入・支出の総額	2 支出総額 0円
1 収入総額 0円	
2 支出総額 0円	

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
新生党鳥取支部	石破 茂	森山 亮夫	鳥取市戎町四一九	平成六年十二月二十一日	政党の支部
民社党鳥取県連合会	橋本 財蔵	横山 隆裕	鳥取市戎町一一〇	平成六年十二月二十六日	〃
公明党鳥取県本部	太田 吾郎	福谷 勝三	鳥取市今町二丁目二八一	平成六年十二月十七日	〃
公明党倉吉総支部	表 雅男	福井 孝良	倉吉市上井町一六〇	〃	〃
公明党鳥取総支部	藤原 南山	小出 英一	鳥取市秋里九五〇一六	〃	〃
公明党米子総支部	藤田 栄治	友森 宏	米子市上後藤五七一三三	〃	〃
船越礼次郎後援会	坂口 輝行	田中 正幸	鳥取市湖山町西一丁目五〇二	平成六年十二月二十日	その他の政治団体
村尾 馨後援会	松川善之助	村尾 恭子	岩美郡国府町大字中河原七八一三	〃	〃
小林二郎後援会	佐々木精治	山口 憲治	鳥取市上町一四七	平成六年十二月二十六日	〃
松本紀郎後援会	松本 速水	松本 伸	境港市渡町一三九三一一三	〃	〃

本信統一後援会	上田 哲男	太田 重栄	東伯郡北条町下神七三六	平成六年十二月十七日	〃
前田 進後援会	井藤 淳	山路 繁	西伯郡日吉津村大字富吉一〇三四一四	平成六年十二月二十八日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成七年一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

◎政党の支部

期間 平成6年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 新生党 鳥取支部

報告年月日 平成6年12月22日

(平成6年12月9日解散)

1 収入・支出の総額	収入の内訳	合計
(1) 収入総額 2,000,000円	寄附 (政党匿名寄付を除く)	2,000,000円
7 前年繰越額 0円	(内訳別掲)	
1 本年収入額 2,000,000円	政治団体からの寄附	
(2) 支出総額 2,000,000円	政治団体からの寄附	
2 収入・支出の内訳	石破しげる後援会	2,000,000円
	鳥取市	

(2) 支出の内訳		民社党史		合計		中野 保	
政治活動費	2,000,000円	小計	721,550円	合計	3,004,465円	小出英一	405,000円 鳥取市
寄附・交付金	2,000,000円	その他の収入	123,221円	政治団体の名称	公明党鳥取県本部	武田泰治	405,000円 鳥取市
合計	2,000,000円	10万円未満の収入	2,947,401円	報告年月日	平成6年12月27日	藤田栄治	405,000円 米子市
		合計	2,947,401円	(平成6年12月5日解散)		友森 宏	405,000円 米子市
政治団体の名称	民社党鳥取県連合会	[寄附の内訳]		1 収入・支出の総額	19,981,159円	梅林裕史	405,000円 米子市
報告年月日	平成6年12月26日	個人からの寄附		(1) 収入総額	10,149,140円	長岡和好	405,000円 米子市
(平成6年12月13日解散)		(寄附者の氏名) (金額) (住所)		ア 前年繰越額	9,832,019円	矢野英夫	331,500円 倉吉市
1 収入・支出の総額	3,004,465円	橋本財蔵	1,536,000円 倉吉市	(2) 支出総額	12,704,232円	表 雅男	331,500円 倉吉市
(1) 収入総額	57,064円	桑本丞章	18,000円 西伯郡名和町	イ 本年収入額	9,832,019円	福井孝良	331,500円 倉吉市
ア 前年繰越額	2,947,401円	小計	1,554,000円	2 収入・支出の内訳		原田 忠	226,300円 境港市
イ 本年収入額	3,004,465円	法人その他の団体からの寄附		(1) 収入の内訳		植田武人	273,100円 境港市
(2) 支出総額	3,004,465円	(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)		寄附 (政党匿名寄附を除く)		南条可代子	46,800円 境港市
1 収入・支出の内訳		ゼンセン同盟	33,000円 鳥取市	(内訳別掲)		安陪峯雄	56,000円 岩美郡国府町
(1) 収入の内訳		(2) 支出の内訳		個人からの寄附	7,815,600円	岸 龍司	58,900円 岩美郡岩美町
個人の負担する党費又は会費		経常経費		その他の収入		加賀田義雄	61,600円 八頭郡用瀬町
(191人)	515,640円	備品・消耗品費	181,402円	公明党本部受入交付金	1,926,130円		
寄附 (政党匿名寄附を除く)		事務所費	130,000円	10万円未満の収入	90,289円		
(内訳別掲)		小計	311,402円	小計	2,016,419円		
個人からの寄附	1,554,000円	政治活動費	691,671円	合計	9,832,019円		
法人その他の団体からの寄附	33,000円	組織活動費		[寄附の内訳]			
小計	1,587,000円	機関紙誌の発行	497,646円	個人からの寄附			
寄附合計	1,587,000円	その他の事業費	497,646円	(寄附者の氏名) (金額) (住所)			
機関紙誌の発行その他の事業による収入	496,550円	機関紙誌の発行事業費	497,646円	太田吾郎	1,211,400円 鳥取市	鳥飼 昇	46,300円 東伯郡関金町
週間民社		寄附・交付金	1,503,746円	福谷勝三	1,211,400円 米子市	吉松充正	47,600円 東伯郡大栄町
		小計	2,693,063円	藤原南山	405,000円 鳥取市		

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十條第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九條第一項の規定により告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 健

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	アソソソ丸DX	株式会社平和
〃	花伝説	〃
〃	フイバーピンボール	株式会社三共
〃	フイバーホリデーGP	〃
〃	フイバーオナーズSP	〃
〃	フイバーDSP	〃
〃	CRF・ピンボール	〃
〃	フイバーリノ	〃
〃	ソニックキキメル2A	株式会社ニューギン

〃	VロードA	〃
---	-------	---

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第9條第4項において準用する同法第7條第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗にける小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9條に定めるところにより、平成7年2月7日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成7年1月24日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

○ 法第9條第1項及び第2項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称
株式会社三幸
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合中山店
西伯郡中山町赤坂348-2
- 3 閉店時刻
午後10時
- 4 休業日数
年間3日